

第3学年

進路通信

道 標

みちしるべ

西原中学校

第29号

R2.9.28

令和3年度千葉県奨学生予約募集について

令和3年度千葉県奨学生の予約募集について、お知らせします。以下の応募資格をご確認の上、希望する方は10月中に相談してください。締切がありますので、相談はお早めをお願いします。

【趣旨】

千葉県教育委員会は、経済的な理由によって修学が困難な者で、高等学校等に入学又は進学後、千葉県奨学資金貸付条例に基づく奨学資金の貸付を希望する者を予約募集する。

【応募資格】

中学校に在学している者で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 令和3年度に高等学校等(中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む)への入学又は進学を希望する者であること(高等専門学校は対象外)。
- (2) 独立の生計を営む成年者でない場合にあつては、保護者が県内に住所を有する者であること。 ※独立の生計を営む成年者である場合にあつては、県内に住所を有する者であること。
- (3) 修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であること。
- (4) 経済的理由によって修学が困難な者であること。
- (5) 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金(修学資金)」の貸付を受ける予定のない者であること。

※進学先が専修学校の場合、貸付条件が別途設けられています。詳細は進路担当に相談してください。

【貸付期間及び貸付月額】

(1) 貸付期間

令和3年4月分から、入学又は進学した高等学校等の正規の就学期間が終了する月分まで。ただし毎年度当初に貸付用件の再確認を行い、千葉県奨学資金の貸付用件を満たしていない場合は貸付を打ち切る場合がある。

(2) 貸付月額(下表から高等学校等進学後に選択)

区分	国公立高等学校等	私立高等学校等
貸付月額 (自宅通学)	10,000円	10,000円
	20,000円	20,000円
		30,000円

※自宅外通学の場合、本表の貸付月額に5,000円の加算を希望することができる。

※国公立高等学校に進学する場合、収入基準を満たしていれば、低所得世帯加算(7,000円)を希望することができる。

【返還方法】

貸付終了から6か月経過後、既定の年数以内に月賦、半年賦又は年賦の均等払方式で返還する。貸付は無利息。ただし、滞納した場合は年5%の延滞利息が課せられる。

【その他】

- (1) 千葉県奨学資金は貸付金であり将来返還しなければならないことを理解して申請すること。
- (2) 高校入学後に改めて奨学資金貸付申請書等必要書類を提出することになるが、その際は連帯保証人(原則として父母)、保証人(別生計の成年者)が必要となる。

詳細を知りたい方は担任までご相談ください。募集案内をお渡しします。